

独立行政法人空港周辺整備機構の保有する個人情報の管理に関する規程

平成17年3月30日規程第8号

改正 平成19年10月1日規程第5号  
平成22年3月24日規程第3号  
平成22年3月24日規程第7号  
平成23年3月24日規程第3号  
平成24年3月26日規程第1号  
平成24年3月26日規程第5号

目次

第1章 総則（第1条－第4条）  
第2章 管理体制（第5条－第8条）  
第3章 教育研修（第9条）  
第4章 機構における個人情報の取扱い（第10条－第15条）  
第5章 情報システムにおける安全性の確保等（第16条－第25条）  
第6章 情報システム室等の安全管理（第26条）  
第7章 保有個人情報の提供及び業務の委託等（第27条・第28条）  
第8章 安全確保上の問題への対応（第29条・第30条）  
第9章 監査及び点検の実施（第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）その他関係法令に定めるもののほか、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）の保有する個人情報の取扱いに関して必要な事項について定めることにより、事務及び事業の適正な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程の適用を受ける者は、業務上機構の保有する個人情報を取り扱う役員及び職員（独立行政法人空港周辺整備機構就業規則（平成15年規程第5号）第2条に規定する職員のほか、招聘職員、嘱託職員、非常勤職員及び派遣労働者を含む。以下同じ。）とする。

（定義）

第3条 この規程において使用する「個人情報」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」及び「個人情報ファイル簿」の各用語の意義は、それぞれ法第2条第2項、第

3項、第4項、法第11条第1項に定めるところによる。

(役職員の責務)

第4条 役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法の趣旨に則り、関連する法令及び本規程の定めに従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

## 第2章 管理体制

(総括保護管理者)

第5条 機構における保有個人情報の管理に関する事務を総括するため総括保護管理者を置くこととし、理事をもって充てる。

(保護管理者)

第6条 各課における保有個人情報を適切に管理するため保護管理者を置くこととし、課長をもって充てる。

2 保有個人情報の管理上の措置として、役員及び審議役については総務課所属として位置付ける。

(保護担当者)

第7条 保有個人情報を取り扱う各課に、保護管理者が指定する保護担当者を一人置く。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第8条 保有個人情報の管理の状況についての監査を実施するため、監査責任者を置くこととし、審議役をもって充てる。

## 第3章 教育研修

第9条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する役職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための教育研修等を必要に応じて行う。

2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムに従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を実施する措置を講ずる。

## 第4章 機構における個人情報の取扱い

(アクセス制限)

第10条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等の程度及びその利用目的を考慮した上、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する者を必要最小限の役職員に限定しなければならない。

2 アクセス権限を有しない役職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 役職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第11条 役職員は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い行う。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

2 前項第1号、2号及び3号に定める行為のうち、通常業務の中で必要となる事務処理の過程で行われるものであって、個人情報の漏洩に繋がる、又は個人の権利利益を損なう等の不適切なものではないことが明らかな行為については、同項の適用を受けないものとする。

(誤りの訂正等)

第12条 役職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

(個人情報ファイルの管理)

第13条 役職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている個人情報ファイルを定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。

(廃棄等)

第14条 役職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第15条 保護管理者は、個人情報ファイルのうち、秘匿性が特に高く取扱いに注意を要するものについては、個人情報管理台帳を整備した上、当該個人情報ファイルの利用及び保管等の状況について記録する。

第5章 情報システムにおける安全性の確保等

(システム管理)

第16条 理事長は、独立行政法人空港周辺整備機構ネットワークシステム（以下「機構ネットワークシステム」という。）を適正に管理するために機構ネットワークシステム管理者を置く。

2 機構ネットワークシステムの管理運用については、別に定める。

3 機構ネットワークシステム以外の保有個人情報を有する情報システムの管理は、当該システムを有する課の長がこれを行なう。

(アクセス制御)

第17条 機構ネットワークシステム管理者及び保有個人情報を有する情報システムを

管理する課長（以下「システム管理者」という。）は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下本章において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード等をいう。以下同じ。）を使用して権限の有無を識別する機能を設定する等アクセス制御のために必要な措置を講ずる。

（アクセス記録）

第18条 システム管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存するとともに、アクセス記録を定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。

（外部からの不正アクセスの防止）

第19条 システム管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

（コンピュータウイルス等による漏えい等の防止）

第20条 システム管理者は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、コンピュータウイルス等の感染防止等に必要な措置を講ずる。

（バックアップ）

第21条 システム管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

（情報システム設計書等の管理）

第22条 システム管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

（端末の限定）

第23条 システム管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

（端末の盗難防止等）

第24条 システム管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

2 役職員は、保護管理者が必要と認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

（第三者の閲覧防止）

第25条 役職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されないことがないように、端末の使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

## 第6章 情報システム室等の安全管理

(情報システム室等の安全管理)

第26条 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室（以下「情報システム室」という。）について、入退室管理等の安全管理措置を講ずる。

2 前項に定める入退室管理等の安全管理措置については別に定める。

#### 第7章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第27条 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わす。

2 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等により措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。

3 保護管理者は、法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認める場合は、前2項に規定する措置を講ずる。

(業務の委託等)

第28条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- (1) 個人情報に関する秘密保持等の義務
- (2) 再委託の制限又は条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

2 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

#### 第8章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第29条 保有個人情報の漏洩等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合において、その事実を知った役職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報

告する。

- 2 総括保護管理者は、前項に規定する報告の手順をあらかじめ定めるものとする。
- 3 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずる。
- 4 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、速やかに総括保護管理者に報告する。
- 5 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、当該事案の内容、経緯、被害状況等を速やかに理事長に報告する。
- 6 総括保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

(公表等)

第30条 総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずる。

#### 第9章 監査及び点検の実施

(監査)

第31条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

- 2 監査の実施については別に定める。

(点検)

第32条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

(評価及び見直し)

第33条 総括保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、本規程を実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年10月1日規程第5号)

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月24日規程第3号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月24日規程第7号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月24日規程第3号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月26日規程第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年 3 月26日規程第 5 号）  
この規程は、平成24年 7 月 1 日から施行する。